介護予防・日常生活支援総合事業等の実施を通じた地域の多様な主体との連携の推進に関する情報収集結果

（令和７年７月　九州管区行政評価局）

Ⅰ．実施の経緯等

1．　経緯

総務省行政評価局では、行政相談を通じて地方公共団体や郵便局などと連携して地域課題の解決を図る取組を推進しており、全国で地方公共団体と当該地域のステークホルダーが参加した懇談会形式での課題の把握、解決に向けた取組を実施している。

九州管区行政評価局（以下「当局」という。）では、その一環として、令和７年３月26日、飯塚市との間で「地域の困りごと解決に向けた飯塚市・郵便局等との懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催[1]し「高齢者が安心して暮らせる福祉のまち」、とりわけ、高齢者福祉の中核を担う地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）においてフレイル予防など従来の介護支援以外の業務負担が増える中で、例えば同市の「まちづくり協議会」など様々な機関が連携して高齢者を支える仕組みができないかといった観点から、地域課題について意見交換を行った。この中では、今後の検討課題として、行政側が、まちづくり協議会や郵便局、民生委員など社会資源のそれぞれの強みを踏まえ、これらの活性化を含む統一的・戦略的な連携方策を講ずる必要性などについて共通認識を得た。

今般、これに関連して、当局において、管内市町村における、地域に暮らす全ての高齢者が自立した日常生活を送るための行政及び地域の様々な主体による支援に向けた取組の実態を把握・整理し、その効果的な実施の在り方に関する情報を関係行政機関等に提供することにより今後の取組の推進や改善に役立ててもらうことを目的に、情報収集活動を実施したものである。

2．　情報収集の対象

九州厚生局、県（3）、市町（5）

（注）1　情報収集対象とした市町については、厚生労働省が実施する地域づくり加速化事業において同省等による伴走的支援を受けた４市町（久留米市、香春町、鹿児島市及び出水市）及び大分県が実施する「生活支援体制整備事業（移動支援）を中心としたスーパーバイザー派遣推進事業」において同県による伴走的支援を受けた１市（佐伯市）を選定した。

2　情報取集対象とした県については、情報収集対象とした市町が所在する県（福岡県、大分県及び鹿児島県）を選定した。

3．　情報収集の期間

令和７年４月～同年７月

ⅠⅠ．情報収集結果等

【制度概要等】

（総合事業等）

○　介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第１項に基づく事業をいう。以下「総合事業」という。）は、認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送ること、また、そのた

[1] 九州管区行政評価局Webサイト>「新着情報」https://www.soumu.go.jp/main_content/001000196.pdf 参照

めの活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、市町村が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的に、市町村が実施するものである。

○　総合事業は、サービス・活動事業及び第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の介護予防等のために実施する同項第 2 号に定める事業（以下「一般介護予防事業」という。）からなり、それぞれ、以下の事業で構成されている。

サービス・活動事業：ア　訪問型サービス（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業）
イ　通所型サービス（同号ロに規定する第 1 号通所事業）
ウ　その他生活支援サービス（同号ハに規定する第 1 号生活支援事業）
エ　介護予防ケアマネジメント（同号二に規定する第 1 号介護予防支援事業）

一般介護予防事業：ア　介護予防把握事業
イ　介護予防普及啓発事業
ウ　地域介護予防活動支援事業
エ　一般介護予防事業評価事業
オ　地域リハビリテーション活動支援事業

図表 1　総合事業の構成

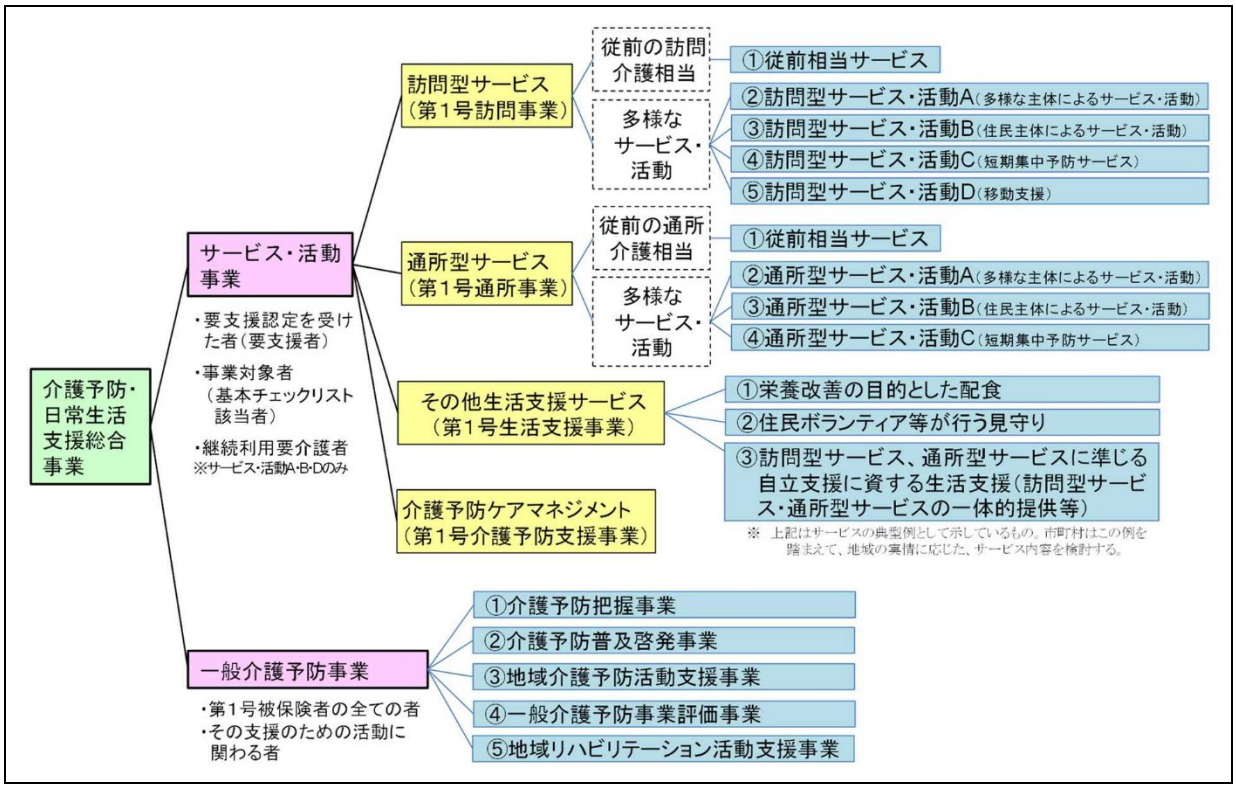

（注）「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」[2]（平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号。最終改正令和 6 年 8 月 5 日老発 0805 第 4 号厚生労働省老健局長通知）から抜粋した。

[2] 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」を含む総合事業に関する通知等については、厚生労働省 Web サイト〉「総合事業の関係規程等」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html 参照

○　生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）は、総合事業と、地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する総合事業に該当しない多様な活動又は事業について、事業間での連動を図りながら実施するため、市町村が中心となって、元気な高齢者を始めとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO 法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会、民生委員等の多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的に、市町村が実施するものである。

（地域づくり加速化事業等）

○　厚生労働省は、団塊世代が全員 75 歳以上を迎える令和 7 年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）や②個別協議 [3]を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援等を行う地域づくり加速化事業を令和 4 年度から実施している。

　このうち、伴走的支援は、厚生労働省又は同省の地方支分部局である地方厚生局が派遣するアドバイザーが中心となって、市町村における総合事業や生活支援体制整備事業などを活用した地域づくりに向けて、財政面での悩みや地域住民への説明の仕方、職員へのサポート、庁内外連携などについて、市町村、都道府県、厚生労働省（地方厚生局）等関係者での対話を通じて解決策を見出していくものであり、6 か月程度かけておおむね 3 回の訪問支援により実施するものである。

　なお、厚生労働省の令和 5 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）「介護予防・日常生活支援総合事業の活性化に向けた支援パッケージの構築に係る調査研究」により改定された「【市町村支援者向け】地域づくり支援ハンドブック vol.2～2023 年度版～」によれば、地域包括ケアシステムの仕組みづくりは「地域づくり」そのものとされている。

図表 2　地域包括ケアシステムと地域づくり

- 介護が必要となる方の急増や働き手となる現役世代の減少などを受けて、「介護」という枠組みだけではその目的を実現することが難しくなっているため、日常生活を送る圏域のなかで「住まい」「生活支援」「医療」「看護」「リハビリテーション」「介護予防」などが相互に連携して、支援が必要な方に一体的に届けられる仕組みを目指しており、これを地域包括ケアシステムの構築と表現しています。
- したがって地域包括ケアシステムは必ずしも介護・支援が必要な高齢者だけでなく、まだ元気な高齢者や障害を抱える方や子育て世代の方など、その地域に暮らす様々な方が対象となりますし、それら支援等を提供する側もまたその地域に暮らす住民です。この仕組みを構築していくための活動はまさに「地域づくり」そのものということができます。

（注）1　「【市町村支援者向け】地域づくり支援ハンドブック vol.2～2023 年度版～」から抜粋した。
　　2　下線は当局が付した。

○　大分県では、以下の理由から、高齢者の移動支援に取り組む市町村を少しでも多く継続的に支援するため、令和 5 年度から、県独自事業として「生活支援体制整備事業（移動支援）を中心としたスーパーバイザー派遣推進事業」による市町村への伴走的支援を実施している。

[3] 市町村における総合事業の事業費について、一時的に基本の上限額、介護予防給付全体の伸びを考慮する上限額又は特例の上限額による上限を超える場合については、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 13 第 5 項に基づき、個別協議により厚生労働大臣が認める額を原則の上限額に加算することが可能とされている。

ⅰ）県内市町村では住民の高齢化が進み高齢者の移動支援のニーズが高いこと。
ⅱ）厚生労働省の地域づくり加速化事業でも移動支援に関する支援が行われているが、九州全体での採択枠が限られること。
ⅲ）市町村における移動支援に関する課題の解決は容易ではなく、個々の事情に応じた継続的な支援が求められるところ、厚生労働省の地域づくり加速化事業は、原則、単年度で支援が終了すること。

【情報収集結果】

1. 伴走的支援を通じた市町における地域づくりに係る取組

○　今回、厚生労働省の地域づくり加速化事業による伴走的支援を令和4年度に受けた鹿児島市及び出水市、同支援を6年度に受けた久留米市及び香春町並びに大分県の生活支援体制整備事業（移動支援）を中心としたスーパーバイザー派遣推進事業による伴走的支援を5年度に受けた佐伯市における取組の実態を把握した。

その結果、5市町における取組には、以下のような特徴があった。

①　現に自律的・主体的に活動する地域コミュニティ及びその活性化を図る地域づくり担当部署等との協働により地域課題への対応を図っているもの（香春町、佐伯市）

②　地域コミュニティが自律的・主体的に地域課題について把握・検討・解決していくための枠組み作りに取り組んでいるもの（鹿児島市）

③　総合事業（サービス・活動事業）の個別事業の実装に向けた取組を通じて庁内外の関係者との規範的統合[4]を進めている、模索しているもの（久留米市、出水市）

各市町の取組の経緯等に係る概要は以下のとおりである（詳細は事例表№1～5参照）。

①　現に自律的・主体的に活動する地域コミュニティ及びその活性化を図る地域づくり担当部署等との協働により地域課題への対応を図っているもの

《香春町》人口（令和6年10月1日時点）9,995人、高齢者人口4,272人、高齢化率42.7%

- 高齢者のみ世帯の増加などに伴い、要介護認定率、とりわけ要支援率が高く、介護給付費も増加している一方で、生活支援体制整備事業の進め方が分からなかったことなどから、令和6年度地域づくり加速化事業の伴走的支援に応募し採択（第1回目支援：令和6年10月2日、第2回目支援：同年12月17日、第3回目支援：7年1月30日）
- サービス・活動事業については、住民主体による高齢者への日常生活支援（見守り活動、ゴミ出し支援など）を行うサービスBの必要性が高いと考え、伴走的支援を受けて住民主体サービス（サービスB）及び生活支援体制整備事業の実装に向け取り組むことを決定
- 伴走的支援を受けるに当たっては、地域運営組織の形成推進などを通じて住民主体のまちづくりに関する取組を所管するまちづくり課に参加を求め、第1回目及び第2回目支援の際のアドバイザーの助言のほか保健健康課及びまちづくり課の取組に係る相互理解を図ることにより、以下の気づきを得られ、地域運営組織として現に活動している採銅所地域コミュニティ協議会（注）との協働により取組を進めることに着手

[4] 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（平成27 年6月5日老発0605第5号。最終改正令和6年8月5日老発0805第4号厚生労働省老健局長通知）においては、「市町村が進める地域包括ケアシステムの構築に関する基本方針が、同一の目的の達成のために、地域内の専門職や関係者に共有されることを表すものとして、「規範的統合」という表現がある（価値観、文化、視点の共有）」、「総合事業における、各利用者へのサービス・活動の実施に係る地域包括や市町村、事業実施主体といった関係者間の情報共有及びサービス・活動の実施に当たっての意識共有も「規範的統合」」であるとされている。

- 保険健康課ではこれまで「高齢者」という年齢区分で課題を認識していたが、まちづくり課においても、住民主体のまちづくりに関する取組等を通じて地域課題への対応を図っており、取組の方向性は同じであること。
- 住民主体の生活支援サービスについては、元々地域がやりたいと思っていることを行政が応援する、という姿勢が大切であること。
- その上で、採銅所地域コミュニティ協議会の特性を踏まえると、サービス B や生活支援体制整備事業の実装に向けて協働できる可能性があること。

● 第 3 回目支援に際しては、採銅所地域コミュニティ協議会も参加し、支援が終了した令和 7 年度からは、採銅所地域コミュニティ協議会、まちづくり課、保険健康課及び社会福祉協議会（生活支援コーディネーター）による月 1 回の定例会を開催し、高齢者への生活支援体制の整備を含め地域課題への対応に向けた協議を進めているところ

（注） 令和 3 年 3 月にコミュニティ協議会の前進となる採銅所地域運営組織設立準備会が立ち上がり、4 年 1 月に採銅所地域コミュニティ協議会が設立された。地域づくり計画（採銅所地域づくり夢プラン。令和 4 年度から 13 年度までの 10 年間の計画）中の六つの分野（①支援・交流・支え合い、②遊び・学び、③稼ぐ・つくる、④農・自然、⑤交通支援、⑥防災）について、協議会の六つの部会（にじいろ部会①②、ご縁部会①②③、なりわい部会③、さとやま部会④、つなげる部会⑤、あんしん部会⑥）が中心になり取組を進めている。

《佐伯市》人口（令和 6 年 10 月 1 日時点）61,806 人、高齢者人口 26,814 人、高齢化率 43.4%

● 佐伯市は、平成 17 年に 1 市 5 町 3 村が合併し、九州の市町村で最も面積が広く（903 ㎢）集落が点在。令和 3 年 10 月に民間バス事業者が大分佐伯線を除く路線を廃止したことを受け、市は、廃止路線を引き継いでコミュニティバスを運行するほか、コミュニティバス路線の先にある公共交通が不便な地域でも市町村合併前からバスを運行（令和 3 年 10 月に一部の路線を定時定路線からデマンド型運行に切り替え、タクシー会社に委託）。

しかし、地域ケア会議で挙げられる地域課題の多くは「バス停までの距離があり、デマンドバスを利用できない」など移動支援に関すること。生活支援コーディネーター（以下「SC」という。）の支援により立ち上げた地域組織（後述の直川地域コミュニティ協議会の福祉・生活支援部会に発展）が自動車による移動支援の実施を検討したこともあったが、ⅰ）地元公共交通事業者の理解を得られるか不透明、ⅱ）道路運送法等関係制度の知識不足、ⅲ）事故発生時の補償問題、ⅳ）燃料代や保険料の負担等の懸念から足踏み状態となり、引き続き課題解決に向けて検討することとなった

● このような状況の中、大分県が、令和 5 年度から生活支援体制整備事業（移動支援）を中心としたスーパーバイザー派遣推進事業による伴走的支援を実施することとなったため、支援に応募し採択（第 1 回目支援：令和 5 年 8 月 28 日、第 2 回目支援：同年 10 月 20 日、第 3 回目支援：同年 12 月 12 日）

● 伴走的支援を受けて、佐伯市内の弥生地域及び直川地域における移動支援の創設に向けた取組を開始。このうち、弥生地域については、移動支援に協力意向のある社会福祉法人による地域貢献事業（法人車両の空き時間で高齢者の移動支援）として、総合事業に当たらない互助の取組として実現

● 直川地域については、以下の経緯により、直川地域コミュニティ協議会による移動支援の創設に向け取り組み

- 佐伯市では、コミュニティ創生課を中心に、令和 3 年度から新たな地域組織づくりに取り組んでおり、5 年度には直川地域を含む市内 4 地域でコミュニティ協議会の運営を開始（その後順次拡大）
- 直川地域コミュニティ協議会では、令和 5 年 3 月に策定した「直川地域まちづくり計画」に基づき、福祉・生活支援部会（みまもり隊）と防災・交通・環境部会（おたすけ隊）

が連携して、デマンドバス停までの移動手段の確保に向けた調査・研究及び具体策の検討を行い、通院や日用品の買い物など地域外への移動手段の確保等について取組を開始

- 直川地域では、その後、料金・保険・対象者等について検討し、大分運輸支局への相談、地元公共交通事業者への説明のほか、市が伴走的支援の一環として開催した運転ボランティア養成講座（令和5年12月）、運転ボランティア向けの介助講習（令和6年2月）にも参加（伴走的支援後の令和6年度に実証実験を3回実施し、令和7年5月現在、本格実施に向けて細部を検討中）
- 伴走的支援を受けてのこれら取組は、佐伯市の高齢者福祉課（地域包括）が中心となって取り組んだものであるが、地域づくり所管のコミュニティ創生課も参加したことにより、コミュニティ協議会とSCが効果的に連携。また、地域公共交通所管の地域振興課も参加したことにより、公共交通施策との連携や公共交通事業者等との調整（大分運輸支局への説明やタクシー会社との交渉）を円滑に実施

② 地域コミュニティが自律的・主体的に地域課題について把握・検討・解決していくための枠組み作りに取り組んでいるもの

《鹿児島市》人口（令和6年10月1日時点）591,607人、高齢者人口172,074人、高齢化率29.1％

- 日常生活圏域ごとに年3回（令和6年度からは年2回開催）開催される地域ケア推進会議において、地域課題として「買い物・移動支援」に関する意見が多かったため、ボランティアや地域住民による取組である「互助」の範囲内でできる移動支援をテーマに令和4年度地域づくり加速化事業の伴走的支援に応募し採択（第1回目支援：令和4年9月27日、第2回目支援：同年11月28日、第3回目支援：5年1月27日）
- 移動支援をテーマに伴走的支援を受けた中では、参加者（市、地域包括、地域ケア会議委員等）から様々な意見や提案（アイディア）が出されるなど、企画・準備・実行のうち、企画段階の検討まで進めることができたため、支援終了後は、具体的な準備・実行に向けた取組を進めることとなる
- しかしながら、実際に、どのような主体がどのような役割で、どのような対象者・対象地域に対し、どの程度の支援を担うのか、といった準備段階以降の検討を進めるに当たり、以下の課題が顕在化
  - 検討の場である既存の17日常生活圏域ごとの地域ケア推進会議では、対象とする圏域が広すぎること。
  - （日常生活圏域を構成する）各地域のニーズを把握することが重要であること。
  - （既存の検討の場では）地域課題解決に向けたアイディアは出るものの、それを基に実際に解決を図る担い手（実行部隊）が存在しないこと。
- 移動支援は地域課題の一つであり、その他の地域課題も含め具体的な解決を図っていくためには、これらを具体的に把握・検討・解決していくための体制整備を優先すべきとの判断に至ったため、伴走的支援を受けた移動支援の取組を進める前に、地域づくり支援と高齢者を地域全体で支えるための体制整備に着手
- 令和6年度からは、17日常生活圏域ごとの地域ケア推進会議の下に同数の「地域ケア分科会議」を設置。同分科会議は、日常生活圏域よりも小さい中学校区域等の範囲に絞って地域の関係者と共に地域包括ケアシステムの構築に関する課題抽出や解決に向けた検討を行う場であり、地域包括が開催。地域住民が自ら地域課題を検討し、認知症対策や高齢者の見守りなど地域ごとの課題をテーマに設定して解決の方向性等を検討
- また、市では、令和6年10月に「鹿児島市第2層協議体認定要領」を制定し、高齢者支

援を目的とする支え合いの地域づくりに意欲のある地域の多様な主体で構成される団体を「地域支えあい座談会（第2層協議体）」として市が認定する仕組みを構築。地域コミュニティ協議会、介護サービス事業所、民間企業、地域住民などを含む地域の主体が支えあう地域づくりを目指して情報共有、連携・協働による取組を推進するための定期的な「語り合いの場」と位置付けるとともに、地域包括やSCが支援

- 令和7年5月現在、市が認定した協議体は「吉野地域支えあい座談会」（同年1月認定）1団体で、設立段階から地区担当のSCが支援し、吉野校区コミュニティ協議会のほか、自動車学校など6団体で構成。同座談会では、福祉や介護に関する送迎・移動支援のドライバーやこれから福祉や介護に関する送迎に興味のある方向けに、運転スキルや介護技術を学べるセミナーを自動車学校で開催（令和7年5月15日）するなどの活動を展開

③　総合事業（サービス・活動事業）の個別事業の実装に向けた取組を通じて庁内外の関係者との規範的統合を進めている、模索しているもの

《久留米市》人口（令和6年10月1日時点）300,242人、高齢者人口84,563人、高齢化率28.2%

- 久留米市では、以下の理由などから、伴走的支援を受けて通所型の短期集中予防サービス（以下「通所型サービスC」という。）の見直しに取り組むことを目指し、令和6年度地域づくり加速化事業の伴走的支援に応募し採択（第1回目支援：令和6年10月3日、第2回目支援：同年11月8日、第3回目支援：7年2月5日）
  - 従来から、総合事業の充実に向けて事業の見直しの必要性は感じていたものの、取り組み方やどこから手を付けてよいのかが分からなかったこと。
  - 市内の介護度別の新規認定者のうち、要支援1～要介護1の軽度の者が大半であること、介護給付費が増加していること、市内の高齢者を始め、医療・介護関係者では、支援を受けることにより自立した元の生活を続けていく状態に戻る（戻す）といった認識が薄いと感じていたこと。
- 通所型サービスCは、生活のしづらさが出てき始めた高齢者に対して、3月以上6月以下の期間を定めて専門職が集中して関わることで、その生活上のつまずきを具体的に解決し、できるだけ短期間のうちに自立した元の生活を取り戻して元気になってもらい、地域での生活を継続してもらうためのサービス。伴走的支援を受ける過程で、地域包括等の関係機関からの意見を踏まえ取組内容を検討する中では、通所型サービスC卒業後も高齢者が健康な状態を維持するため、例えば生活支援体制整備事業を活用した社会参画できる機会や場所（通いの場など）の受皿づくりの必要性についても改めて認識
- 伴走的支援を受けて、令和7年度以降の取組に係るロードマップを作成し、現在、主に通所型サービスCによる支援対象者像の決定、通所型サービスCのモデル事業の仕様検討・作成に向け、介護保険課、長寿支援課、地域包括による検討を進めているところ

《出水市》人口（令和6年10月1日時点）50,402人、高齢者人口17,569人、高齢化率35.3%

- 総合事業の事業対象者、要支援者が増加する中、地域包括（いきいき長寿課内）の職員数（令和4年度27人）では対応に限界があったことから、総合事業の見直しの必要性を感じていたものの、どこから手を付けてよいのか（優先順位）、どのように取り組めばよいのか（具体的な施策内容）、どのようにして地域住民や介護サービス事業者などと効果的な連携ができるのか（連携方法）などが分からなかったことから、令和4年度地域づくり加速化事業の伴走的支援に応募し採択（第1回目支援：令和4年10月6日、第2回目支援：同年11月25日、第3回目支援：5年1月23日）

- ● 第1回目支援を受けて、通所型サービスCの見直しと支援卒業後の受皿（居場所）づくりに取り組む方向性となった
- ● 伴走的支援を受けて、令和5年度以降の取組の方向性を整理し、これに基づき、いきいき長寿課内の地域包括ケア推進係、介護保険係、地域包括職員で構成される検討チームを立ち上げ、支援対象となる高齢者像の確立や通所型サービス C による支援卒業後の受皿まで見据えた支援の在り方などの検討、SC との連携強化を目的に、いきいき長寿課の保健師、認知症地域支援推進員も SC 定例会（毎月実施）に参加し、情報交換等を実施

2. 総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点等

（市町の取組を踏まえた地域づくりを進める上での留意点）

○ 5 市町では、伴走的支援を受けた取組を踏まえ、総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点として、以下の点を挙げている。

- ・ 庁内・庁外の様々な主体それぞれの取組や強み、抱えている課題等の情報共有に係る重要性
- ・ 住民主体の取組を促す行政の住民への接し方（姿勢）の重要性
- ・ 地域課題を住民主体で解決するための検討の場と解決に向けた取組を実行する主体といった仕組みづくりの重要性
- ・ 庁内の関係各課との間での、地域づくりの取組に向けた具体的かつ継続的な規範的統合の必要性

図表 3 総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点

市町	内容
香春町	● **庁内・庁外の様々な主体それぞれの取組や強み、抱えている課題等の情報共有に係る重要性** 今回、伴走的支援を通じて、保険健康課及びまちづくり課の取組に係る情報共有が図れた結果、住民主体のまちづくりの一環としての高齢者支援というアプローチがあること、現に協働できる地域コミュニティ協議会が存在すること、という気づきにつながったほか、今回の取組を通じて、一人暮らし高齢者向けの緊急通報装置の貸与や見守り活動など町が実施している支援について地域コミュニティ協議会側に知られていないことも判明した。 ● **住民主体の取組を促す行政の住民への接し方（姿勢）の重要性** まちづくり課では、地域運営組織準備会の発足の際、地域のキーパーソンについて、特定の地域、年齢、性別等に偏りがないよう選出したほか、ワークショップや地域運営組織等の住民の対話の場において、皆が平等に発言できる心理的安全性を確保するため、発言者の年齢や立場等によって発言の強さが生じないよう司会者役を毎回替える、上座下座を作らないなど工夫した。地域住民と接する際は、意図しなくとも行政からのメッセージが上から目線に伝わるおそれがあるため、地域の主体性を損なわないアプローチの仕方や言葉選びに留意するなどきめ細かく配慮した。
佐伯市	● **庁内・庁外の様々な主体それぞれの取組や強み、抱えている課題等の情報共有に係る重要性** 今回、伴走的支援を受けた移動支援に係る取組を通じて、高齢者福祉課及びコミュニティ創生課では、庁内の地域公共交通担当課とのつながりができた。地域公共交通担当は、基本的に民間公共交通事業者を含めた既存の公共交通を

	守る立場であるが、今回の取組を通じて、高齢者福祉としての移動支援に関する相互理解が深化した。 市内の地域によって課題も様々であり、例えば、直川地域は高齢者の移動支援が課題であったが、他の地域では地域の医療機関の送迎サービス等が利用できるため高齢者から移動支援に関する要望が少ないなどである。また、直川地域は公共交通事業者の空白地域であるが、他の地域には公共交通事業者があり営業を圧迫しないよう配慮が必要など、課題への対応策も異なる可能性がある。地域課題やそれへの対応策も様々であり、まずは住民主体の地域づくりを進めつつ、地域の様々な主体、市の各担当課などが情報を共有し得意分野ごとに課題に対応する方が効果的ではないか。 その意味で、高齢者福祉部署のみで地域づくりに取り組むことには限界がある。
鹿児島市	● **地域課題を住民主体で解決するための検討の場と解決に向けた取組を実行する主体といった仕組みづくりの重要性** 行政による個別課題ベース（移動支援）での取組には限界があるため、地域課題を住民主体で解決するための検討の場と解決に向けた取組を実行する主体といった体制整備が重要である。地域課題への対応に向け、今後は、特に地域コミュニティ協議会（令和 7 年 4 月現在、79 地域）など医療・介護分野以外の主体との連携がより一層必要と認識しており、地域ケア分科会議や地域支えあい座談会（第 2 層協議体）に参加してもらい、各圏域の地域課題について一緒に考え解決に向けた取組につなげていく必要がある。 また、継続的な取組とするには、旗振り役となる人的資源と財源が必要であり、その対応が最大の課題である。特に、人的資源について、取組初期段階は市や地域包括が旗振り役等となれるが、そのまま継続して支援することは困難であるため、地域の団体が自立する方策も一緒に考えていく必要がある。 ただし、実際の地域課題は居宅要支援被保険者等に限ったものではないため、高齢者支援部署が中心となって総合事業の実施を通じた「地域づくり」を進めることには限界がある（地域課題の解決に取り組む地域住民組織の活動への補助であるサービス・活動 B 以外のサービス・活動は、原則として居宅要支援被保険者が対象であるため、他の部署や団体等と連携して「地域づくり」を進める余地が少ない。また、サービス・活動 B においては、対象者に要支援者や基本チェックリスト該当者が半数以上いれば、運営費全体の補助が可能であるため、公共交通や子育て支援など他の施策とも連携できる余地はあるが、総合事業等の実施を通じた庁内・庁外との連携には、目的、対象者、実施に向けた役割分担等の調整に相当の時間と労力を費やすため、多くの地域で並行して進めるには限界がある。）。 国として地域課題解決に向けた住民主体の取組を後押しするのであれば、当該取組の対象者や課題の内容にとらわれず、市町村が団体の設立から継続的な活動までを支援するための制度設計・仕組みづくりが必要ではないか。
久留米市	● **市庁内の関係各課との間で、より具体的な規範的統合を図ることの必要性** 伴走的支援を受けることにより、参加した地域福祉課（生活支援体制整備事業等を担当）、介護保険課及び長寿支援課（総合事業等を担当）、健康福祉部総務（健康福祉行政の総合企画、調整等を担当）といった関係部署間で担当業務に係る相互理解は一定程度進んだものの、今後、各部署が具体的な役割分担の

	下、連携して実効ある取組を進める上では、いずれの担当部署も業務多忙であるほか、地域づくりに特化した取組を行っているわけではなく、実際に互いの部署がどこまで関与できるのか、現状では不透明であることが懸念点である。
出水市	● **課内の各担当係を含め関係者の規範的統合を図り、それを維持することの必要性** 地域づくりは息の長い取組であるため、課内の各担当係を含め関係者の規範的統合を図るだけでなく、それを維持する関係や体制が必要である。庁内外の連携に係る取組の現場では、各主体とのコミュニケーションなども含めて属人的なネットワークで物事を進めることがあり、中心人物の異動や事情の変化等で携わることができなくなって取組が進展しないこともある。いきいき長寿課内でも担当者の人事異動による取組の一時的な停滞は避けられない。また、高齢者支援という課題に限定して地域づくりに取り組むことには限界を感じる。庁内の各課が連携して地域づくりに取り組む必要があると考えるが、各課の業務が多忙な中、外形的に連携の仕組みをつくったとしても、実際に課題解決に介入するには相当な覚悟が必要であり、それがなければ実効性のある地域づくりは進まないのではないか。

（市町村の総合事業等の実施を通じた地域づくりを支援する県の見解等）

○　今回、情報収集対象とした 5 市町が所在する福岡県、大分県及び鹿児島県の地域包括ケア推進担当課では、県内市町村における総合事業等の実施状況の把握、市町村からの地域包括ケアに関する照会への対応など、日常的に市町村への支援を実施している。

このうち、大分県では、前述のとおり、令和 5 年度から「生活支援体制整備事業（移動支援）を中心としたスーパーバイザー派遣推進事業」による市町村への伴走的支援を実施している。

また、鹿児島県では、県が実施するⅰ）かごしま介護予防（総合事業）推進事業（市町村がセミナーや個別支援を活用して総合事業を見直し、充実化を図れるように支援）、ⅱ）保険者機能強化支援事業（地域の高齢化率や将来人口の推移等を踏まえ、地域支援事業の各事業の効果検証を行うとともに、地域にふさわしい地域支援事業の全体像を関係者と作れるよう支援）により、市町村担当者向けセミナー等の実施に加え、例年 1～2 市町村程度を対象に地域課題解決に向けた伴走的個別支援を実施している。

大分県及び鹿児島県では、市町村における総合事業等の実施を通じた地域づくりを進める上での留意点として、主に、以下の点を挙げている（大分県及び鹿児島県の取組等の詳細は事例表№6、7 参照）。

- 市町村さらには市町村内の地域ごとに抱えている課題の内容や地域資源、環境、歴史的背景なども様々であり、個々の実情に応じたきめ細かい支援が必要であること。
- 地域支援事業の連動性や高齢者の生活を一体的に支える部局横断的な庁内連携を踏まえた、高齢者を支える仕組みが必要であること。
- 総合事業等を通じた地域づくりは息の長い取組であり、多様な主体が地域づくりに参加し、PDCA を意識した継続的な支援が必要であること。

3. まとめ

○　ヒアリングを行ったいずれの市町においても、総合事業等の実施を通じた地域づくりに取り組むに当たって、庁内外の多様な主体との規範的統合を始めとした連携の必要性・重要性を認識していた。

○　また、市町の中には、現に自律的・主体的に活動する地域コミュニティ及びその活性化を図る地域づくり担当部署等との協働により地域課題へ対応している例や、地域コミュニティが自

律的・主体的に地域課題について把握・検討・解決していくための枠組み作りに取り組んでいる例がみられた。この中では、行政側が地域の主体に接するに当たって、その主体性を損なわないアプローチの仕方や言葉選びに留意するなどきめ細かく配慮したり、地域課題に取り組む団体を認定して関係者による「語り合いの場」を設定し、SC 等がその取組を支援する仕組みを構築したりする工夫がなされていた。

○　市町では、総合事業等の実施を通じた地域づくりに係る取組を進める過程において、それぞれの実情に応じた厚生労働省や県の伴走的支援により、多くの気づきを得ていた。

○　これらを踏まえると、今後、総合事業等の実施に当たって、地域の多様な主体との連携を通じた地域づくりに取り組む市町村に対し、その取組を後押しする観点から、以下のような情報が周知されることが重要と考える。

・　総合事業のサービス・活動事業等で対応すべき課題は、地域が抱える課題の一つであるとの認識に立ち、住民主体の地域づくりを進める取組との協働が重要であること。

・　住民主体の取組を促すためには、主体性を引き出すための行政の住民への接し方（姿勢）に係るきめ細かい配慮や住民主体による検討・解決に向けた取組を実行に移すための仕組みづくりといった視点が重要であること。

・　一方で、住民主体の地域づくりを進める取組との協働を実現するためには、市町村において、地域の多様な主体に加え、総合事業担当部署以外の多様な部署を巻き込み、取組に向けた関係者の規範的統合を図る必要があるが、これらを市町村の総合事業担当部署のみで主導することは容易ではないこと。

・　その上で、多くの市町村において、地域運営組織を始めとする地域コミュニティの形成・活性化等に取り組んでいる部署が存在すると考えられ、可能な限り当該部署との協働を図ることが、地域の多様な主体との連携を図る一助となる可能性があること。

・　厚生労働省や県による個々の市町村の実情に応じた伴走的支援という手法は、市町村が、地域づくりを進める上で重要な、これら事項についての気づきを得る上で効果的と考えられること。

事例表№1（香春町）

○　香春町の概要

・人口　　：9,995 人（令和 6 年 10 月 1 日時点）
・高齢者人口：4,272 人
・高齢化率　：42.7％

1　伴走的支援を受けた取組等

(1) 伴走的支援を受けた理由

高齢者のみ世帯の増加などに伴い、要介護認定率、とりわけ要支援率が高く、介護給付費も増加している一方で、生活支援体制整備事業の進め方が分からなかったことなどから、令和 6 年度地域づくり加速化事業の伴走的支援に応募し採択された。

このうち、伴走的支援を受けて取り組むサービス・活動事業については、ゴミ出し等の軽度の介護サービスを求めて要介護（要支援）認定を申請している高齢者が増加している状況を踏まえ、住民主体による高齢者への日常生活支援（見守り活動、ゴミ出し支援など）を行うサービス B の構築に取り組むこととした。

(2) 伴走的支援を受けた取組の経緯等

第 1 回目の伴走的支援（令和 6 年 10 月 2 日）を受ける前提として、総合事業等を担当する保険健康課において地域資源や地域ボランティア活動の状況について把握するため、町内の区長会及び老人クラブに対し、香春町の高齢化率の現状等を説明した。

また、伴走的支援を受けるに当たっては、地域運営組織の形成推進などを通じて住民主体のまちづくりに関する取組を所管するまちづくり課に参加を求め、第 1 回目及び第 2 回目の伴走的支援（令和 6 年 12 月 17 日）の際のアドバイザーの助言のほか、保険健康課及びまちづくり課の取組に係る相互理解を図ることにより以下の気づきを得られ、地域運営組織として現に活動している採銅所地域コミュニティ協議会（注）との協働により取組を進めることに着手した。

- 保険健康課ではこれまで「高齢者」という年齢区分で課題を認識していたが、まちづくり課においても、住民主体のまちづくりに関する取組等を通じて地域課題への対応を図っており、取組の方向性は同じであること。
- 住民主体の生活支援サービスについては、元々地域がやりたいと思っていることを行政が応援するという姿勢が大切であること。
- その上で、採銅所地域コミュニティ協議会の特性を踏まえると、サービス B や生活支援体制整備事業の実装に向けて協働できる可能性があること。

（注）令和 3 年 3 月にコミュニティ協議会の前進となる採銅所地域運営組織設立準備会が立ち上がり、4 年 1 月に採銅所地域コミュニティ協議会が設立された。地域づくり計画（採銅所地域づくり夢プラン。令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間の計画）中の六つの分野（①支援・交流・支え合い、②遊び・学び、③稼ぐ・つくる、④農・自然、⑤交通支援、⑥防災）について、協議会の六つの部会（にじいろ部会①②、ご縁部会①②③、なりわい部会③、さとやま部会④、つなげる部会⑤、あんしん部会⑥）が中心になり取組を進めている。

第 2 回目支援の後に採銅所地域コミュニティ協議会と協議を行い、第 3 回目支援（令和 7 年 1 月 30 日）は同協議会も参加することとなった。採銅所地域コミュニティ協議会とは伴走的支援を通じて同協議会が策定した「採銅所地域づくり夢プラン」に基づく、地域内での健康相談、高齢者見守り、防災等に向けた取組に関する連携について意見交換した。

2　伴走的支援後の取組（取組予定）

令和 7 年 4 月 17 日に採銅所地域コミュニティ協議会、香春町まちづくり課、保険健康課包括支

援センター係及び社会福祉協議会（第1層SC（注））が参加して1回目の定例会を開催し、その後も原則月 1 回開催する定例会において高齢者への生活支援体制の整備を含め地域課題への対応に向けた協議を進めている。

また、採銅所地域コミュニティ協議会では、以前から住民を対象とした健康相談を開催したい意向があったところ、伴走的支援を通じて保険健康課との関係構築が進んだ結果として、同課保健師の派遣支援等により令和7年5月14日に健康相談が実現した。

(注)生活支援体制整備事業において配置する町全域を担当するSCを指す。

3　総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点

香春町では、総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点として以下を挙げている。

(1) 庁内・庁外の様々な主体それぞれの強み・課題等の情報共有に係る重要性

総合事業を担当する保険健康課では、様々な地域の主体との連携について、伴走的支援を受ける前から模索しており、採銅所地域コミュニティ協議会の存在も認知していたが、関わり方が分からなかった。また、庁内のまちづくり課の取組が、住民主体による地域課題への対応という観点から保険健康課の取組と方向性が同じではないかとの認識もあったが、伴走的支援を受けるまで、どう関わればよいか分からず連携が進まなかった。

今回、伴走的支援を受けたことにより、保険健康課はまちづくり課と取組に係る情報共有が図れた結果、住民主体のまちづくりの一環としての高齢者支援というアプローチがあること、現に協働できる地域コミュニティ協議会が存在すること、という気づきにつながった。

また、今回の取組を通じて、一人暮らし高齢者向けの緊急通報装置の貸与や見守り活動など町が現に実施している支援について、地域コミュニティ協議会側に十分に知られていないことも判明した。

地域の主体が、行政側のサービス内容を把握した上で活用し、行政サービスが届かない部分については主体的に対応するという状態が理想的であり、そのためには地域の主体と行政が互いの取組（強み）や課題を把握・理解することが重要であると考える。

(2) 住民主体の取組を促す行政の住民への接し方（姿勢）の重要性

香春町では、少子高齢化が進む中で様々な分野での担い手不足などの声が多く聞かれるようになったことを受け、まちづくり課を中心に、令和 2 年から町内四つの旧小学校区ごとに地域ワークショップを実施し、地域の暮らしをつないでいく取組を検討するため、住民との話し合いを進めてきた。その取組の延長として、旧小学校区の地域において、地域住民や各種団体の参画を図りながら、自主的、自立的に地域課題の解決に向けた活動を行う主体としての地域コミュニティ協議会の組織化に取り組んでいる。これまで、3地域で地域運営組織準備会が発足し、うち採銅所地域を含む2地域でコミュニティ協議会として活動を開始している。

まちづくり課では、地域運営組織準備会の発足の際、地域のキーパーソンについて、特定の地域、年齢、性別等に偏りがないよう選出するよう配慮しているほか、ワークショップや地域運営組織等の住民の対話の場では、皆が平等に発言できる心理的安全性を確保するため以下の点に留意している。

- 住民に「自分たちのことは自分たちで作る。そのためにはいろんな人の意見が必要である。」という共通認識を持ってもらうこと。
- 年齢や立場等によって発言の強さが生じないよう、司会を毎回替える、上座下座を作らない等の工夫をしてもらうこと。
- 地域住民同士で運営していく中で、どうしても発言力が強くなったり発言が減ったりする人が出てくるため、まちづくり課においても会議の様子を把握して助言等を行うこと。

また、今後も人口減少が続く中で地域を運営していくためには、住民主体による持続可能な地域コミュニティ協議会の活動が必要であり、行政が地域住民と接する際は、意図しなくとも行政からのメッセージが上から目線に伝わる（“やらされ感”を感じる）おそれがあるため、地域の主体性を損なわないようにアプローチの仕方や言葉選びについては留意するなどきめ細かく配慮している。

地域は高齢者だけでなく全年齢で構成されており、高齢者支援の視点のみだと地域づくりにはそぐわない。地域全体の課題を認識した上で、行政と地域運営組織等が一緒にできる部分を見つけるという姿勢が必要である。その意味で、庁内にまちづくり課という地域との関わりに関するコーディネーター機能があり、現に主体的に活動する地域運営組織が存在していたことで、地域づくりに関する取組を進められている。

事例表№2（佐伯市）

○　佐伯市の概要

・人口　　：61,806 人（令和 6 年 10 月 1 日時点）
・高齢者人口：26,814 人
・高齢化率　：43.4％

1　伴走的支援を受けた取組

(1) 佐伯市が伴走的支援を受けた理由

佐伯市は、平成 17 年に 1 市 5 町 3 村が合併し、九州の市町村で最も面積が広く（903 ㎢）、集落が点在しているが、令和 3 年 10 月に民間バス事業者が大分佐伯線を除く路線を廃止したことを受け、市（地域振興課）は、廃止路線を引き継いでコミュニティバスを運行するほか、幹線となるコミュニティバス路線への接続が不便な地域でも市町村合併前からバスを運行（令和 3 年 10 月に定時定路線から一部路線をデマンド型運行に切り替え、タクシー会社に委託）している。しかし、地域ケア会議で挙げられる地域課題の多くは、「バス停までの距離があり、デマンドバスを利用できない」など移動支援に関することであった。

このため、市が生活支援体制整備事業を委託している佐伯市社会福祉協議会に配置されている SC の支援により設立した地域組織（後述の直川地域コミュニティ協議会の福祉・生活支援部会（みまもり隊）に発展）が自家用車による移動支援の実施を検討したこともあったが、ⅰ）地元交通事業者の理解を得られるか不透明であること、ⅱ）道路運送法等関係制度の知識不足、ⅲ）事故発生時の補償問題、ⅳ）燃料代や保険料の負担等から足踏み状態となり、移動支援の取組が進まなかった。

このような状況の中で、大分県が令和 5 年度から独自事業として「生活支援体制整備事業（移動支援）を中心としたスーパーバイザー派遣推進事業」（以下「伴走的支援」という。）を実施することとなった（詳細は事例表 6 参照）。このため、直川地域を含めた各地域で、どのような方法であれば実行可能か、先行事例から学び課題解決を図りたいと考え、支援に応募して採択された。

(2) 伴走的支援を受けた取組の経緯等

伴走的支援は、大分県のほか、特定非営利活動法人全国移動サービスネットワークにより行われ、ⅰ）令和 5 年 8 月 28 日の第 1 回目支援では、ニーズの把握と共有、移動支援の目的や仕組みの理解、関係者の発掘について、ⅱ）同年 10 月 20 日の第 2 回目支援では、創出する取組内容の検討（事例把握やイメージの具体化）について、ⅲ）同年 12 月 12 日の第 3 回目支援では、創出の準備（講習、実証実験、組織化等）と市による支援具体化について、講演や関係者（注）との対話を通じて助言を受けた。また、伴走的支援の訪問時以外にも電話、メール、オンラインミーティングを活用して連絡を取り合って協議した。これらの伴走的支援を受けて、佐伯市内の弥生地域及び直川地域では、以下のような移動支援に向けた取組を実施した。

- 弥生地域では、当該社会福祉法人による地域貢献事業（法人車両の空き時間で高齢者の移動支援）として、総合事業に当たらない「互助」の取組を本稼働させている。
- 一方、直川地域では、下記 2 の経緯により、生活支援ボランティアによる移動支援の創設に向けて取り組んだ。

（注）大分県、佐伯市、地域包括、SC、市社会福祉協議会、取組の担い手となり得る地域住民などを指す。

2　伴走的支援前後の取組（取組予定）

(1) 地域コミュニティ協議会による地域まちづくり計画の策定

佐伯市では、コミュニティ創生課を中心に、令和 3 年度から新たな地域組織づくりに取り組

んでおり、5年度には直川地域を含む市内4地域でコミュニティ協議会の運営を開始した。直川地域コミュニティ協議会（注）では、令和5年3月に「直川地域まちづくり計画」を策定し、福祉・生活支援部会（みまもり隊）と防災・交通・環境部会（おたすけ隊）が連携し、ⅰ）デマンドバスの利用促進に向けた広報、周知の実施、ⅱ）デマンドバス停までの移動手段の確保に向けた調査・研究及び具体策の検討、ⅲ）通院や日用品の買い物など地域外への移動手段の確保について取り組むこととなった。

（注）直川地域コミュニティ協議会の名称については、各種資料で愛称「直川の未来をサポートする会（ミラサポ）」が使用されているが、本事例表では、「直川地域コミュニティ協議会」で統一する。

これは、直川地域コミュニティ協議会が、地域住民を対象として高齢者の移動に関するアンケート調査を実施し、ボランティア送迎があればすぐにでも利用したいと11人から回答があったこと、地域課題として買い物や通院の際の交通の利便が悪いことが最多であったことから、移動支援のニーズがあると判断して決定したものである。

その後、伴走的支援の助言も踏まえて料金・保険・対象者等について検討し、大分運輸支局への相談、地元公共交通事業者への説明のほか、市が伴走的支援の一環として開催した運転ボランティア養成講座（令和5年12月）、運転ボランティア向けの介助講習（令和6年2月）にも参加した。

⑵ 伴走的支援後の取組

直川地域では、伴走的支援後の令和6年度に移動支援の実証実験を3回実施し、県や市の地域コミュニティ協議会への補助金を活用し本格実施に向けて取組を進めており、対象者の範囲や実施形態、経費・補助金の活用など細部を検討中である（令和7年5月時点）。

このほか、弥生地域では、社会福祉法人の地域貢献事業として法人車両を使った移動支援も行っている。

⑶ 生活支援体制整備事業による生活支援サービスの実施支援等

佐伯市は、「第4期佐伯市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（令和6年3月）において基本方針の一つとして「誰一人取り残さない『全員参加支援』の推進」を掲げており、それを実現するための施策「地域の担い手による支援の推進」として、生活支援体制整備事業による生活支援サービスの実施支援（高齢者福祉課）を推進することとしている。生活支援体制整備事業は、SCと地域住民や各種団体・企業など様々な分野・関係者で構成される「協議体」で地域の困りごとなどを話し合い、解決するために連携・協力しながら高齢者の生活を支援する体制の充実や社会参加の推進を図っていく取組である。

佐伯市は、この地域活動を支えるため、佐伯市社会福祉協議会に事業の実施を委託し、市内全域を対象とした第1層協議体（SC2人を配置）を設置した上で、9地域に分けて第2層協議体（同17人）を配置して地域の実情に合った話し合いの場を設けており、前記の直川地域コミュニティ協議会の取組も同地域担当のSCが設立段階から支援している。

また、当該計画では、基本方針の一つとして「『佐伯ならでは』の包括的な相談支援の推進」を図るとされており、各分野に横断的にまたがる課題解決のため、第1層会議（庁外連携会議）、第2層会議（庁内連携会議）など三つの協議体を設置し、庁内外の連携体制づくりと相談支援体制の強化を図っている。

⑷ 伴走的支援を契機とした庁内連携・庁外連携

伴走的支援を受けた上記⑵及び⑶の取組は、佐伯市の高齢者福祉課（地域包括）が中心となって取り組んだものであるが、地域づくり担当部署のコミュニティ創生課の参加により、コミュ

ニティ協議会とSCとが効果的に連携することができた。

また、地域公共交通担当部署（地域振興課）の参加により、地域公共交通施策との連携や地域公共交通業者との調整（大分運輸支局への説明や地元公共交通事業者との交渉）が円滑に進んだ。

さらに、直川地域コミュニティ協議会では「直川地域まちづくり計画」の実行に当たって、大分県小規模集落等支援事業費補助金（令和6年度から「大分県高齢化集落等支援事業補助金」に名称変更）及び佐伯市地域コミュニティ推進事業費補助金を活用しており、計画に基づく取組の一環として、デマンドバスの乗り方（デマンドバス運行の委託先のタクシー会社への予約、コミュニティバスへの乗り継ぎ、乗継乗車券の利用方法等）に関するYouTube動画を作成するなど、県・市が協働して協議会の取組を支援している。

3　総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点

佐伯市では、総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点として、以下を挙げている。

庁内・庁外の様々な主体それぞれの取組や強み、抱えている課題等を情報共有することが重要である。今回、伴走型支援を受けた移動支援に係る取組を通じて、高齢者福祉課及びコミュニティ創生課では、庁内の地域公共交通担当課（地域振興課）とのつながりができた。これまでは、高齢者福祉課及びコミュニティ創生課は地域における支え合いの交通を推進する立場、地域振興課は基本的に民間交通事業者を含めた既存の地域公共交通を守る立場として、それぞれに取り組んできたが、今回の取組を通じて、高齢者福祉としての移動支援に関する相互理解が深化した。

市内でも地域によって課題も様々であり、例えば、直川地域は高齢者の移動支援が課題であったが、その隣接地域では、医療機関の送迎サービス等が利用できるため高齢者から移動支援に関する要望が少ない状況もある。また、直川地域は公共交通事業者の空白地域であるが、他の地域には公共交通事業者があり営業を圧迫しないよう配慮が必要であるなど課題への対応策も異なる可能性がある。このように地域課題やそれへの対応策も様々であることから、まずは住民主体の地域づくりを進めつつ、地域の様々な主体、市の各担当部署が情報を共有し、得意分野ごとに課題に対応する方が効果的ではないか。また、その意味で、高齢者福祉部署のみで地域づくりに取り組むことには限界がある。

4　地域づくりを進める上での国等への意見・要望

佐伯市では、総合事業の仕組みを活用すれば、地域住民による移動支援を推進して利便性向上を図ることが可能であるが、対象者や地域の範囲を制限せずに推進すると、既存の地域公共交通機関（同市が運営するコミュニティバスやデマンドバス、民間タクシー）が乗客の減少により経営を維持できなくなり、更なる縮小や撤退廃業を選択せざるを得ない状況に追い込まれるおそれもある。国には、どのようにすれば地域公共交通との共存を図ることができるか、バランスを取る方策等について助言してほしいとしている。

事例表№3（鹿児島市）

○　鹿児島市の概要

・人口　　：591,067 人（令和 6 年 10 月 1 日時点）
・高齢者人口：172,074 人
・高齢化率　：29.1％

1　伴走的支援を受けた取組等

(1) 伴走的支援を受けた理由

鹿児島市では、17 日常生活圏域ごとに年 3 回（令和 6 年度からは年 2 回開催）、長寿あんしん課が地域ケア推進会議（注）を開催している。地域ケア推進会議では、令和 2 年度以前から地域課題として「買い物・移動支援」に関する意見が多かったため、3 年度には「支えあいによる移動支援」（以下「移動支援」という。）をメインテーマとして同会議を開催した。

（注）地域ケア推進会議は、地域包括（鹿児島市では「長寿あんしん相談センター」と呼称）が主催し、介護支援専門員、サービス事業者、民生委員、住民組織代表者等で構成され、各圏域における地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策の形成を目的として各圏域で地域課題を把握する会議である。

しかし、移動支援に当たって、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく許可等に関する理解の不足や、ボランティアや地域住民による取組である「互助」の範囲内でできる移動支援をどのように推進すればよいか分からないといった課題があった。このため、移動支援をテーマに「今後取り組めそうなこと」を地域で実践することを目的として、令和 4 年度地域づくり加速化事業の伴走的支援（以下「伴走的支援」という。）に応募し採択された。

(2) 伴走的支援を受けた取組の経緯等

伴走的支援を受けるに当たり、地域包括ケア推進の一環として長寿あんしん課が中心となり、地域包括など地域ケア推進会議の構成員も参加し取り組んだ。具体的には、移動支援をテーマとして 3 回（第 1 回目支援：令和 4 年 9 月 27 日、第 2 回目支援：同年 11 月 28 日、第 3 回目支援：5 年 1 月 27 日）にわたって、九州厚生局及び鹿児島県のほか、コーディネーター（講師）の特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク等から伴走的支援を受け、その前後にもミーティング等を実施した。

なお、長寿あんしん課で令和 3 年度に移動支援について検討した際には、交通政策や移動販売を所管する部署とも課題等の情報共有を行ったが、4 年度の伴走的支援を受けるに当たって庁内からの参加は、同課（地域包括及び SC も参加）のみであり、他の部署は参加していない。理由としては、伴走的支援を受けた当時、移動支援という地域課題の解決に向けて、何をどのようにすればよいかも分からない状態であったことから、仮に他の部署に参加を依頼するとしても、具体的に何を依頼するのか、どのように連携をするか定まっていなかったためである。

移動支援をテーマに伴走的支援を受けた中では、参加者（市、地域包括、地域ケア会議委員等）から様々な意見や提案（アイディア）が出されるなど、企画・準備・実行のうち、企画段階の検討まで進めることができたため、支援終了後は、具体的な準備・実行に向けた取組を進めることとなる。

しかし、実際に、どのような主体がどのような役割で、どのような対象者・対象地域に対し、どの程度の支援を担うのか、といった準備段階以降の検討を進めるに当たり、以下の課題が顕在化した。

- 検討の場である既存の 17 日常生活圏域ごとの地域ケア推進会議では、対象とする圏域が広すぎること。
- （日常生活圏域を構成する）各地域のニーズを把握することが重要であること。

➢ （既存の検討の場では）地域課題解決に向けたアイディアは出るものの、それを基に実際に解決を図る担い手（実行部隊）が存在しないこと。

これを踏まえ、鹿児島市では、移動支援は地域課題の一つであり、その他の地域課題も含め具体的な解決を図っていくためには、これらを具体的に把握・検討・解決していくための体制整備を優先すべきとの判断に至った。このため、伴走的支援を受けた移動支援の取組を進める前に、下記2のとおり、地域づくり支援と高齢者を地域全体で支えるための体制整備に着手した。

なお、伴走的支援を受けた時点では、移動支援のニーズ調査を実施する意向がある地域包括があったため、同地域包括の担当地域をモデル地域として取組を進める予定であったが、同地域包括担当者の異動等により継続的な協議ができず進展しなかった。

鹿児島市では、地域連携などの現場においては自治会長とのコミュニケーションなども含めて属人的なネットワークで物事を進めることがあり、中心人物の異動や事情の変化等で携わることができなくなって取組が進展しないこともあるとしている。また、組織として決められたことを決められたとおりに対応しさえすれば、関係者間の信頼関係が構築できるわけではないため、取組を進展させる上で、リーダーシップや旗振り役、担い手となる「人」が重要であり、今後は、その「人」の不足といった人的な課題に行き着いてしまうことがあるとしている。

2　伴走的支援後の取組（取組予定）

(1) 地域ケア分科会議の開催

令和5年度以降、長寿あんしん課及び地域包括（SCを含む。）との調整（予算確保や地域ケア会議の在り方の検討等）を進め、6年度からSCを増員し、17日常生活圏域ごとの地域ケア推進会議の下に同数の「地域ケア分科会議」を設置した。同分科会議は、日常生活圏域よりも小さい中学校区域等の範囲に絞って地域の関係者と共に地域包括ケアシステムの構築に関する課題解決に向けた検討を行う場であり、地域包括が開催して地域住民が自ら地域課題を検討し、認知症対策や高齢者の見守りなど地域ごとの課題をテーマに設定して解決の方向性等を検討している。このうち、郡山地域では、移動支援をテーマとして設定し、民生委員、自治会長と意見交換やSCによる支えあい活動団体の事例紹介を行うなどの取組を実施している。

(2) 地域支えあい出前講座、地域支えあい座談会（第2層協議体）

鹿児島市では、令和6年10月に「鹿児島市第2層協議体認定要領」を制定し、高齢者支援を目的とする支えあいの地域づくりに意欲のある地域の多様な主体で構成される団体を「地域支えあい座談会（第2層協議体）」として市が認定する仕組みを構築した。地域支えあい座談会は、地域コミュニティ協議会、介護サービス事業所、民間企業、地域住民などを含む地域の主体が支え合いの地域づくりを目指して情報共有、連携・協働による取組を推進するための定期的な「語り合いの場」と位置付けられている。また、当該座談会の取組を支援するため、地域包括のSCが地域に出向いて「地域支えあい出前講座」を開催（令和6年度20回）するなどの支援を行っている。令和7年5月現在、同市が認定した協議体は「吉野地域支えあい座談会」（同年1月認定）1団体で、設立段階から地域担当SC(注)が支援しており、吉野校区コミュニティ協議会のほか自動車学校など6団体で構成されている。同座談会は、福祉や介護に関する送迎・移動支援のドライバーやこれから福祉や介護に関する送迎に興味のある住民向けに、運転スキルや介護技術を学べるセミナーを自動車学校で開催（令和7年5月15日）するなどの活動を展開している。

（注）鹿児島市は、地域支えあい活動を行う団体等を支援し、地域全体で支え合う体制づくりを行い、地域住民と一緒に地域課題の解決に向けて取り組むため、SCを第1層（市全域）に1人、第2層（圏域）に6人配置している。

(3) 支えあい活動補助金

鹿児島市では、「鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」で規定する居宅要支援

被保険者等に対し、総合事業の訪問型サービス・活動B（住民主体によるサービス・活動）として外出付添い、調理支援、掃除、買い物、ゴミ出し、洗濯など1回30分以上の生活援助を実施することを目的とし、一定の要件を満たした団体に対し「支えあい活動補助金」を交付している。

令和7年6月現在、17団体が活動しており、このうち、自動車による高齢者の「買い物・移動支援」をサービス・活動Bとして行っているものに、「支えあい活動団体宮（みや）たすけ隊」1団体がある（他の団体でも外出付添いのついでに自動車で移動することはあり得る。）。宮たすけ隊は、総合事業の訪問型サービス・活動Bとして地域高齢者の生活支援を行っているが、活動の8割は買物や通院の外出同行であり、活動員の自家用車を使用して利用者の自宅から商業施設や医療施設まで送り、利用者の状況に応じて店内や病院内でも付き添い、終わったら自宅に送り届けている。

また、宮たすけ隊の取組は、令和5年10月に、公民館長から地域包括経由でSCに、地域のために何か貢献したいと相談があったことが発端であり、活動を行うに当たっては支えあい活動補助金が活用できることを助言した結果、取組が前進したもので、訪問型サービス・活動Bの主体として同補助金を活用するには公民館と別会計とする必要があることから、別組織として同隊が設立されたものである。

その他、訪問型サービス・活動Bの立ち上げに当たっては、SCが地域に出向いて出前講座を行い、地域住民主体の活動の普及啓発を行っている。

なお、総合事業による移動支援の方法としてサービス・活動B又はDがあるが、鹿児島市では、サービス・活動Dによる方法は、支援対象が要支援者限定になってしまうこと、市交通政策課が公共交通不便地対策としてコミュニティバスを運行しており実施するにしても同課との調整が必要になること、財源の確保が必要になることなど解決すべき事項が多くあり難しい一方、サービス・活動Bを始めとした地域住民等の活動による高齢者を支える体制が構築できれば、対象者の制約も少ない（サービス・活動Dと比べて使い勝手が良い）としている。

3　総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点

鹿児島市では、総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点として、以下を挙げている。

総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点としては、前述のとおり、行政による個別課題ベース（移動支援）での取組には限界があるため、地域課題を住民主体で解決するための検討の場と解決に向けた取組を実行する主体といった体制整備が重要である。

地域課題への対応に向け、今後は、特に地域コミュニティ協議会（令和7年4月現在、79地域）など医療・介護分野以外の主体との連携がより一層必要と認識しており、地域ケア分科会議や地域支えあい座談会（第2層協議体）に参加してもらい、各圏域の地域課題について一緒に考え解決に向けた取組につなげていく必要がある。

また、継続的な取組とするには、旗振り役となる人的資源と財源が必要であり、その対応が最大の課題である。特に、人的資源について、取組初期段階は市や地域包括が旗振り役等となれるが、そのまま継続して支援することは困難であるため、地域の団体が自立する方策も一緒に考えていく必要がある。

さらに、庁内の他部署との連携について、今後は、必要に応じて、地域ケア分科会議、地域支えあい座談会に巻き込んで、各圏域の地域課題について一緒に考え、解決に向けた取組につなげていきたいと考えている（その際は、他部署から課題の押し付けと捉えられないように地域の多様な団体と協働して一緒に取り組んでもらうことを強調し、連携を図る必要がある。）。

ただし、実際の地域課題は居宅要支援被保険者等に限ったものではないため、高齢者支援部署が中心となって総合事業の実施を通じた「地域づくり」を進めることには限界がある（地域課題の解

決に取り組む地域住民組織の活動への補助であるサービス・活動Ｂ以外のサービス・活動は、原則として居宅要支援被保険者が対象であるため、他の部署や団体等と連携して「地域づくり」を進める余地が少ない。また、サービス・活動Ｂにおいては、対象者に要支援者や基本チェックリスト該当者が半数以上いれば運営費全体の補助が可能であるため、公共交通や子育て支援など他の施策とも連携できる余地はあるが、総合事業等の実施を通じた庁内・庁外との連携には、目的、対象者、実施に向けた役割分担等の調整に相当の時間と労力を費やすため、多くの地域で並行して進めるには限界がある。)。

4　地域づくりを進める上での国等への意見・要望

鹿児島市では、国として地域課題解決に向けた住民主体の取組を後押しするのであれば、当該取組の対象者や課題の内容にとらわれず、市町村が団体の設立から継続的な活動までを支援するための制度設計・仕組みづくりが必要ではないかとしている。

事例表№4（久留米市）

○　久留米市の概要

・人口　　：300,242 人（令和 6 年 10 月 1 日時点）
・高齢者人口：84,563 人
・高齢化率　：28.2%

1　伴走的支援を受けた取組等

(1) 伴走的支援を受けた理由

久留米市では、以下の理由などから、伴走的支援を受けて通所型サービス C の見直しに取り組むことを目指し、令和 6 年度地域づくり加速化事業の伴走的支援に応募し採択された。

・　従来から、総合事業の充実に向けて事業の見直しの必要性は感じていたものの、取り組み方やどこから手を付けてよいのかが分からなかったこと。
・　市内の介護度別の新規認定者のうち、要支援 1～要介護 1 の軽度の者が大半であること、介護給付費が増加していること、市内の高齢者を始め、医療・介護関係者では、支援を受けることにより自立した元の生活を続けていく状態に戻る（戻す）といった認識が薄いと感じていたこと。

(2) 伴走的支援を受けた取組の経緯等

地域づくり加速化事業による伴走的支援における 3 回の現地支援の中では、アドバイザーからの地域づくりに関する講演や、庁内関係課（地域福祉課、健康福祉部総務、長寿支援課、介護保険課)、地域包括など関係機関との意見交換、実務上の課題等に関するヒアリングが行われた。

伴走的支援を受けることとした当初の段階では、庁内関係課や庁外の関係機関がそれぞれどのような取組を行っているか明確に認識していなかったが、伴走的支援を受ける過程での庁内外の関係者による意見交換等を通じて、互いの強みを認識・共有することができた。これにより、今後、連携して取組を進めるに当たって、作業分担を行うための参考となる情報が得られたほか、住民主体による地域づくりに取り組んでいる地区、通所型サービス C の制度構築に協力意向のある介護事業所といった、今後取組を進めるに当たって連携先の候補となり得る地域資源も把握できた。

通所型サービスＣは、生活のしづらさが出てき始めた高齢者に対して、3 月以上 6 月以下の期間を定めて専門職が集中して関わることで、その生活上のつまずきを具体的に解決し、できるだけ短期間のうちに自立した元の生活を取り戻して元気になってもらい、地域での生活を継続してもらうためのサービスである。関係機関からの実務に係る課題等に関するヒアリングでは、通所型サービス C により利用者の生活機能が改善したとしても、同サービス卒業後も健康な状態を維持できる環境がないと、悪化して再びサービス利用者として戻ってくることとなるという意見があり、同サービス卒業後も高齢者が健康な状態を維持するため、例えば地域福祉課が所管している生活支援体制整備事業を活用した社会参画できる機会や場所（通いの場など）の受皿づくりの必要性についても改めて認識した。

2　伴走的支援後の取組（取組予定）

伴走的支援後の取組として、令和 6 年度から 9 年度にかけて、主に①介護予防に対する住民や医療機関など関係機関の意識を醸成するため、住民向けの啓発活動やケアマネジャーなど関係機関への研修の実施、②通所型サービス C の実施に向けた対象者像の整理や通所型サービス C のモデル事業の仕様の検討、③庁内関係課や地域包括との連絡会の実施及び④通所型サービス C 卒業後に通う受皿の設置などを進めていくこととするロードマップを作成した。

現在、主に通所型サービス C による支援対象者像の決定、通所型サービス C のモデル事業の仕

様検討・作成に向け、介護保険課、長寿支援課、地域包括支援センターによる「久留米市総合事業見直し作業部会」を立ち上げ、検討を進めている。

3　総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点

久留米市では、総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点として、以下を挙げている。

伴走的支援を受けることにより、参加した地域福祉課（生活支援体制整備事業等を担当）、介護保険課及び長寿支援課（総合事業等を担当）、健康福祉部総務（健康福祉行政の総合企画、調整等を担当）といった関係部署間で担当業務に係る相互理解は一定程度進んだものの、今後、各部署が具体的な役割分担の下、連携して実効ある取組を進める上では、いずれの担当部署も業務多忙であるほか地域づくりに特化した取組を行っているわけではなく、実際に互いの部署がどこまで関与できるのか、現状では不透明であることが懸念点である。

4　地域づくりを進める上での国等への意見・要望

久留米市では、地域づくりを進める上での国等への意見・要望として、以下を挙げている。

伴走的支援を通じて、総合事業等の充実に向けた多くの気づきを得られたほか、ロードマップを作成したことで今後の取組方針は明確になった。一方で、伴走的支援の期間では、関係機関との具体的な作業分担まで定められなかった。今後、「久留米市総合事業見直し作業部会」を通じて関係機関と作業分担を進めていくこととなるが、その中で新たな課題に直面する可能性もある。このため、伴走的支援については単年度で終わるのではなく、支援を受けた取組に一定のめどが立つまで継続して受けられるとありがたい。

事例表№5（出水市）

○　出水市の概要

・人口　　：50,402 人（令和 6 年 10 月 1 日時点）
・高齢者人口：17,569 人
・高齢化率　：35.3％

1　伴走的支援を受けた取組等

(1) 伴走的支援を受けた理由

出水市では、総合事業の事業対象者である 65 歳以上の高齢者数（平成 29 年（総合事業開始年）16,581 人→令和 3 年 17,426 人）、要支援者数（平成 29 年 520 人→令和 3 年 680 人）が増加する中、地域包括（いきいき長寿課内）の職員数（令和 4 年度 27 人）では人員に限界があり対応が困難であった。このため、総合事業の見直しの必要性を感じていたものの、どこから手を付けてよいのか（優先順位）、どのように取り組めばよいのか（具体的な施策内容）、どのようにして地域住民や介護サービス事業者などと効果的な連携ができるのか（連携方法）などが分からなかったことから、令和 4 年度地域づくり加速化事業の伴走的支援に応募し採択された（第 1 回目支援：令和 4 年 10 月 6 日、第 2 回目支援：同年 11 月 25 日、第 3 回目支援：5 年 1 月 23 日）。

(2) 伴走的支援を受けた取組の経緯等

伴走的支援における第 1 回目支援を受けて、総合事業の見直し、特に通所型サービス C の見直しと支援卒業後の受皿（居場所）づくりに取り組む方向性となった。伴走的支援を受けての取組はいきいき長寿課が中心となって進めることとしたが、取組に関係する様々な主体の規範的統合を図ることを目的として、庁内だけでなく庁外の関係者に参加を呼び掛け、意見交換を行った。具体的には、庁内から政策経営部企画政策課（総合政策係）のほか関係部署職員（保健福祉部健康増進課、福祉課、安心サポートセンター、市民部市民生活課、生活環境課、政策経営部財政課、安全安心推進課、コミュニティ推進課、教育委員会教育部生涯学習課）だけでなく、庁外から五つの日常生活圏域の住民代表、SC（社会福祉法人に配置）、通所型サービス C 指定事業所、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員、ケアマネジャー、在宅介護支援センター職員、ケアプランチェック担当者、社会福祉協議会第 1 層 SC 担当者、市立病院理学療法士といった多様な関係者が参加した。

関係者による意見交換を通じて、地域住民のニーズを組織として具体的に把握できていないこと、住民を含めた関係者との合意形成が足りていないこと、地域資源を把握できていないことなどを改めて認識した。その上で、住民を含む多様な主体と今後必要なサービスやまちづくりの在り方を共に検討する仕組みの必要性について、担当者以外の職員（他課を含む）も感じることができたため、先進自治体への視察が実現するなど連携体制を構築しやすくなった。

また、通所型サービス C の見直しに当たっては、効果的に確実にゴールに辿り着くための戦略的な計画の必要性があったため、出水市総合事業等実施行程表を作成した。

2　伴走的支援後の取組（取組予定）

伴走的支援を受けて、令和 5 年度以降の取組の方向性を整理し、これに基づき、いきいき長寿課内の地域包括ケア推進係、介護保険係、地域包括職員で構成される検討チームを立ち上げ、支援対象となる高齢者像の確立や通所型サービス C による支援卒業後の受皿まで見据えた支援の在り方などの検討や、SC との連携強化を目的に、いきいき長寿課の保健師、認知症地域支援推進員も SC 定例会（毎月実施）に参加し、情報交換等を実施した。

3　総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点

出水市では、総合事業等の実施を通じて地域づくりを進める上での留意点として、以下を挙げている。

地域づくりは息の長い取組であるため、課内の各担当係を含め関係者の規範的統合を図るだけでなく、それを維持する関係や体制が必要である。庁内外の連携に係る取組の現場では、各主体

とのコミュニケーションなども含めて属人的なネットワークで物事を進めることがあり、中心人物の異動や事情の変化等で携わることができなくなって取組が進展しないこともある。いきいき長寿課内でも担当者の人事異動により取組の一時的な停滞は避けられない。

また、いきいき長寿課だけで高齢者支援という課題に限定して地域づくりに取り組むことには限界を感じている。庁内の各課が連携して地域づくりに取り組む必要があると考えるが、各課の業務が多忙な中、外形的に連携の仕組みを構築したとしても、実際に課題解決に介入するには相当な覚悟が必要であり、それがなければ実効性のある地域づくりは進まないのではないかと考えている。

事例表№6（大分県）

○　大分県の概要

・市町村数　：18 市町村（14 市 3 町 1 村）
・人口　　：1,085,198 人（令和 6 年 10 月 1 日時点）
・高齢者人口：　373,743 人
・高齢化率　：34.4％

1　市町村における高齢者の支援を通じた地域の多様な主体との連携に関する取組に係る支援の実施状況

大分県では、以下の理由から、高齢者の移動支援に取り組む市町村を少しでも多く継続的に支援するため、令和 5 年度以降、県独自事業として「生活支援体制整備事業（移動支援）を中心としたスーパーバイザー派遣推進事業」による市町村への伴走的支援を実施している（令和 5 年度から佐伯市及び竹田市、6 年度から別府市及び由布市を対象として実施（7 年度も実施予定））。

ⅰ）県内市町村では住民の高齢化が進み高齢者の移動支援のニーズが高いこと。
ⅱ）厚生労働省の地域づくり加速化事業でも移動支援に関する支援が行われているが、九州全体での採択枠が限られること。
ⅲ）市町村における移動支援に関する課題の解決は容易ではなく、個々の事情に応じた継続的な支援が求められるところ、厚生労働省の地域づくり加速化事業は、原則、単年度で支援が終了すること。

当該事業による市町村への伴走的支援に当たっては、道路運送法を始め関係する制度が複雑であることなどから、全国的に移動支援に関する取組実績がある特定非営利活動法人全国移動サービスネットワークに委託し、地域の実情に合った支援を行っている。県では、支援実績が豊富な当該法人に委託することにより、例えば、経験豊富なスーパーバイザーからの助言で地域住民へのアンケート調査をした結果、地域課題が明らかになり、住民主体で「我がまちの課題解決を推進したい。」という機運を高めることができるなど、効果的な支援につながると認識している。

このうち、佐伯市については、伴走型支援により、弥生地域及び直川地域における移動支援の創設に向けた取組を実施（第 1 回目支援：令和 5 年 8 月 28 日、第 2 回目支援：同年 10 月 20 日、第 3 回目支援：同年 12 月 12 日）した。いずれも移動支援に熱意のある社会福祉法人と地域組織が主体であり、弥生地域については、当該社会福祉法人による地域貢献事業（法人車両の空き時間で高齢者の移動支援）として、総合事業に当たらない「互助」の取組を本稼働させている。

直川地域については、市の高齢者福祉担当部署のみで地域づくりに取り組むことには限界があることから庁内連携を図り、地域づくり担当部署の参加によりコミュニティ協議会と SC の連携を効果的に行うことができたほか、地域公共交通担当部署の参加により地域公共交通施策との連携や地域公共交通業者との調整（大分運輸支局への説明やタクシー会社との交渉）を円滑に実施した。加えて、スーパーバイザーの助言もあり、実証実験を経て、令和 7 年 5 月現在、総合事業のサービス・活動 B を活用した本格実施に向けて取組を進めている。

大分県では、佐伯市の取組は、現に自律的・主体的に活動する地域コミュニティがあって、その活性化を図る部署、高齢者福祉担当部署、課題に関連する地域公共交通担当部署等関係者の協働によって地域課題に対応を図っている好事例と考えられるとしている。

2　市町村における総合事業等の実施を通じた地域づくりを進める上での留意点

大分県では、市町村における総合事業等の実施を通じた地域づくりを進める上での留意点として、以下を挙げている。

地域によって課題の内容や地域資源、環境、歴史的背景など事情も様々であることから、単純な

好事例の横展開はできず、個々の実情に合わせた取組が求められることが挙げられる。佐伯市の取組は、飽くまでも当該地域であるからこそ成功したものであり、同じ市町村でも地域によって事情が異なるため、そのまま模倣しても成功しない可能性もある。市町村における総合事業等の実施を通じた地域づくりを支援するに当たっては、地域の実情を踏まえ個別にカスタマイズしてきめ細かく実施する必要がある。

事例表№7（鹿児島県）

○　鹿児島県の概要

・市町村数　：43 市町村（19 市 20 町 4 村）
・人口　　：1,531,712 人（令和 6 年 10 月 1 日時点）
・高齢者人口：　511,538 人
・高齢化率　：34.4％

1　市町村における高齢者の支援を通じた地域の多様な主体との連携に関する取組に係る支援の実施状況

鹿児島県では、①かごしま介護予防（総合事業）推進事業（市町村がセミナーや個別支援を活用して総合事業を見直し、充実化を図れるように支援）、②保険者機能強化支援事業（地域の高齢化率や将来人口の推移等を踏まえ、地域支援事業の各事業の効果検証を行うとともに、地域にふさわしい地域支援事業の全体像を関係者と作れるよう支援）により、市町村担当者向けセミナー等の実施に加え、例年 1～2 市町村程度を対象に地域課題解決に向けた伴走型個別支援を実施している。

これら事業による伴走型個別支援は、令和 4 年度に出水市及び鹿児島市、5 年度に出水市、日置市及び南大隅町、6 年度に徳之島町を対象に実施している。

厚生労働省の地域づくり加速化事業による伴走的支援は単年度の支援であることから、鹿児島県では、前述の事業を通じてその後のフォローアップなども行っている。令和 4 年度に地域づくり加速化事業の伴走的支援を受けた出水市には、当該支援を担当したアドバイザーについて、5 年度のかごしま介護予防（総合事業）推進事業を活用してアドバイザーとして同市へ再度派遣し、同市の取組に関する進捗状況の確認や課題へのアドバイスを行ってもらうなど、地域づくり加速化事業終了後においても、県の事業により継続的に支援を行っている。

鹿児島県では、市町村における総合事業等の実施を通じた地域づくりは息の長い取組であり、伴走型個別支援の成果が出るには時間がかかることから、継続的に状況を確認し支援する必要があるとしている。

2　市町村における総合事業等の実施を通じた地域づくりを進める上での留意点

鹿児島県では、市町村における総合事業等の実施を通じた地域づくりを進める上での留意点として、以下を挙げている。

市町村の実情に応じたきめ細かい支援が必要であるとともに、地域支援事業の連動性や高齢者の生活を一体的に支える部局横断的な庁内連携を踏まえた、高齢者を支える仕組みが必要である。

また、地域づくりは息の長い取組であり、多様な主体が地域づくりに参加し、PDCA を意識した継続的な支援が必要である。

なお、現在、市町村は、総合事業の充実に向けたサービス・活動事業等の見直しを求められているが、市町村において事業を見直すノウハウが乏しい中、既存の事業の見直しを図ることで財源がなくなる（地域支援事業交付金の交付対象から外れる）のではないか、といったネガティブな発想を持っているところもある。市町村における総合事業の充実に向けては、セミナー等での情報提供（好事例の紹介など）といった支援に加えて、個々の市町村との対話を通じたそれぞれの実情に応じた支援が必要である。